

都市計画法第29条第1項（開発許可）申請に添付する書類

<正・副 各1部提出>

No.	区 分	明 示 す べ き 事 項 等	確認欄	
			申請者	市
1	提出物一覧表	この書類の申請者確認欄にチェック（記入）をすること		
2	法第29条許可申請書 （別紙様式のとおり）	必要事項を記入すること		
3	位 置 図 （縮尺1/60,000）	申請地を赤で明示すること		
4	付 近 見 取 図 （縮尺1/2,500）	申請地…赤、汚水及び雨水の放流河川…青で明示すること（申請地から1次放流先までの経路を明示すること） 方位を明示すること		
5	公 図	最新のものであること（写しでも可） 申請地を赤で明示すること		
6	土地の登記事項証明書等	最新のものであること（写しでも可）		
7	地権者等の同意書	所有権者、借地権者、抵当権者等、建築物の建築に際し障害となる権利者の同意（実印）があること 印鑑証明書		
8	地元代表者の同意書	自治会長の同意（職印）があること 農家組合長の同意（職印）があること 土地改良区理事長（排水施設管理者）の同意（職印）があること		
9	土地の境界確認書	開発区域に隣接する土地（公共施設除く）の所有者等の境界確認書		
10	都市計画法第32条に基づく同意書等	開発区域に接する既設の公共施設及び開発区域内にある既存の公共施設の管理者の同意書 ○申請者において各管理者に都市計画法第32条の同意申請を行い同意を得ること ○事前に都市計画課に協議すること		
11	設計説明書 （※自己居住用は不要）	様式第3号その1		
12	敷地求積図	求積表、求積に必要な寸法の記載があること		
13	現 況 図	申請地周辺の現況の寸法の記載があること（道路、水路等） 図面作成者の記名をすること		
14	土地利用計画図 （縮尺1/200~500）	申請地の各寸法の記載があること（申請区域を赤枠で明示すること） 建築物の用途、規模、構造、配置、乗入箇所を明示すること 建築物：茶色、側溝：水色、公園・緑地：緑色で明示すること 図面作成者の記名をすること		
15	給排水施設計画平面図 （縮尺1/200~500）	給水施設、排水（汚水、雨水）施設の経路、構造等を明示すること 給水経路：青色、排水経路：紫色で明示すること 図面作成者の記名をすること		
16	造成計画平面図 （縮尺1/200~500）	申請地の各寸法、断面箇所を明示すること 盛土箇所：緑、切土箇所：黄色で明示すること 図面作成者の記名をすること		

No.	区 分	明 示 す べ き 事 項 等	確認欄	
			申請者	市
17	造成計画断面図 (縮尺1/200~500)	道路、擁壁、水路(区域内外)等の寸法の記載があること 盛土箇所:緑、切土箇所:黄色で明示すること 図面作成者の記名をすること		
18	建築物の設計図	各階平面図 立面図(4方向)		
19	構 造 図	造成に関する側溝、擁壁、調整池、公園施設、道路、上下水施設等の構造を明示すること 擁壁について隣地と1m以上の段差が生じる場合は、擁壁の安定計算書を添付すること		
20	申請理由書 (※市街化調整区域のみ)	様式は任意。ただし詳しく書くこと(申請者の記名をすること)		
21	住民票又は 法人登記事項証明書等	最新のものであること(写しでも可) 個人は世帯全員の住民票(マイナンバーの記載がないもの) 法人は法人登記事項証明書等		
22	申請者の資力信用 に関する報告書	非自己用又は 敷地面積1ha 以上の自己業 務用の場合	別途様式(様式第1号) 事業経歴書(敷地面積1ha以上の場合) 預貯金残高証明書 融資額証明書(融資を受ける場合) 資金計画書 最近1ヶ年の納税証明書(国税、県税、市税の納税額が記載されているもの) 宅地分譲 の場合	宅地建物取引業免許を証する書類
23	工事施行者の能力に 関する報告書	非自己用又は 敷地面積1ha 以上の自己業 務用の場合	別途様式(様式第2号) 法人登記事項証明書等 建設業法による建設業名登録済みであることを証する書類	
24	公共施設管理者に 関する書類(新設)	公共施設を 新設する場合	別途様式(様式第3号その2) 都市計画法第32条に基づく事前協議の回答文 に各管理者から確認を取ったもの	
25	公共施設管理者に 関する書類(従前)	公共施設を 廃止する場合	別途様式(様式第3号その3) 都市計画法第32条に基づく事前協議の回答文 に各管理者から確認を取ったもの	
26	設計者の資格に 関する申告書	敷地面積1ha 以上の場合	別途様式(様式第5号)	
27	そ の 他 (申請の内容により 必要なもの)	委任状(申請について申請者が代理人に委任する場合) 流量計算書(区画整理事業が行われた土地以外の場合、ただし戸建て住宅及び戸建て住宅以外で敷地面積500㎡以下の場合には不要) (一次放流先の河川・水路等の排水能力が不足する場合は、調整池、 その他適当な施設を設けること) 交通環境調査票(用途が工場等の場合) その他()		

※添付書類は記載した順に綴ること。